

第一次世界大戦後アメリカの対韓国[朝鮮]政策[左派抑圧]に関する一考察(3)完

——韓国「朝鮮」国内の左派諸勢力に対する「弾圧政策」を中心として——

李 相 瞳

第二次世界大戦後アメリカの対韓国[朝鮮]政策[左派抑圧]に関する一考察(3)完 (李)

目次

- 1 序論——問題の提起と従来の研究動向——
- 2 韓国「朝鮮」民族の「民族解放」とアメリカの初期占領政策
〔民族解放〕・建国準備委員会の創設と呂運亨
- 3 朝鮮建国同盟と「建準」との相互関係
〔建準〕の解体と「朝鮮人民共和国」の創設
- 4 アメリカ軍の韓国「朝鮮」上陸準備とその「占領方針」
アメリカ軍の韓国「朝鮮」占領と敵視政策〔以上一六七号〕
- 5 アメリカ軍政当局の「人共」の否認と左派勢力への弾圧政策

D・マッカーサー布告と占領方針の基本性格

J・ホッジ中将の占領方針と親日派の追放問題

アメリカ軍政当局の「人共」の否認と亡命指導者の方策

(4) (3) (2) (1) 左派の「革命」的攻勢とアメリカの抑圧的対応〔以上一六九号〕

4 4 アメリカの左派政治諸組織に対する非合法化のための画策

「全評」の結成と朝鮮共産党との関係

左派の路線転換・「新戦術」と「九月総罷業」

「一〇月民衆抗争＝民衆蜂起」と「全農」

「ア・ソ共委」前後の左派諸勢力への弾圧政策

(5) (4) (3) (2) (1) 李承晩の「単独政権論」とアメリカの支配政策

結論——アメリカ軍政への評価——〔以上本号〕

4 アメリカの左派政治諸組織に対する非合法化のための画策

(1) 「全評」の結成と朝鮮共産党との関係

以上では、アメリカの対韓国「朝鮮」占領政策と関わってアメリカ軍政当局と「人共」及び左派諸勢力との対立

関係を主にアメリカの対外関係文書を中心には検討した。次に「人共」・左派勢力における外郭諸団体としての「全評」及び「全農」とアメリカ軍政当局との対立関係について検討する。そこでアメリカ側の左派弾圧とそれによる左派勢力の影響力低下と言う観点から、左派諸勢力に対するアメリカ側の認識・姿勢とそれに対する韓国「朝鮮」の一部の政治勢力——左派勢力——との対立関係を探ることから検討を始めよう。その際、上記の二つの左派組織の全体に関する詳細な分析は別の機会に譲ることにし、以下では本稿の主題に沿って、上記の二つの左派組織に対するアメリカ側の左派諸勢力の弾圧政策によりそれらの一団体の内、特に「全評」が次第に破壊されて行く過程を実証的に見てみることにする。「全農」については本稿の主題との関連で必要な限り触れるに留める。

さて、一九四五年一月から二月に掛けて、「人共」傘下の政治諸組織及び支援諸団体——後援諸組織——も、ソウルに集合して全国大会を開催したが、それは左派諸勢力の組織化・集團化を阻止するために全力を注いでいたアメリカ軍政当局による弾圧の対象となつた。「全評」が結成を見るのは、一月五日のことであるが、その胎動は、九月二六日にソウルの「京城土建労働組合」の事務室で開催された「全評〔仮称〕準備委員会」に遡ることが出来る。同委員会には、金属・化学・出版・交通運輸・織維・土建・食料品・鉄道等の諸産業に渡る組合の代表五一人が参加し、八月一五日以降、各工場に組織された組合が産別労組へと拡大・発展する気運を背景に、それら産別労組を連結・統一する民主主義的中央集権組織を結成する方針を打ち出すこととなる。九月三〇日には、第一回準備委員会が開かれ、常任委員選挙、部署決定その他の重要事項の協議が行なわれている。⁽¹⁾

「全評」結成大会は、一月五・六両日に開かれ、全国の四〇余地域から一一九四分会、五〇万人の組合員を代表する代議員五〇五人が参加し、全国各地の組合組織を統一機構に統合する目的で会合し、その結果生まれた中央組織が「全評」である。「全評」規約によれば、産別单一労組の外に暫定的に職業別労組・合同労組にも加入資格が

与えられ、一一の重要な産業地帯には地方評議会を置くことが定められた。その宣言文では、「民族解放」以後、全国各地の諸都市部で労働諸組合が組織され、民衆闘争に展開されるので、全国的指導機関としての「全評」結成が要請されている、と述べている。又宣言は、「我々は、その活発に展開されている諸組合運動を、全国規模、統一の下にいかに組織・指導すべきか」と問い合わせ、「全評」の任務となる筈であると自答している。更に帰属企業体を新たな独立国家の所有²⁾・国有化とする条件で、労働者の管理への参加を主張している。

「民族解放」後、全国の重要な産業都市を中心に展開されている労働組合運動は、自然発生的・地域的・手工業的・混合型的な組織体の枠を脱却しておらず、それを目的意識的な指導によつて全国的に整然な産業別組織として体系化・強力化させるべきである、と提案している。又現下の韓国「朝鮮」国内外の情勢に照らして、そのような上からの組織のための闘争に力を入れると同時に、重要な産業部門の単一組合組織を中心に「全評」を結成して、その民主主義的中央集権の力で再び下からの自らの組織力量を強化させ、真に民衆の上に土台を置く強力な「全評」となるよう全力を集中すべきである、と強調している。具体的に言えば、「労働者の当面日常利益のための闘争を指導組織し、その闘争を韓国「朝鮮」の自主独立と結び付けて韓国「朝鮮」建国初の経済建設の推進力とならしめ、労働組合の生産管理と言う重大な責任と役割を果たすべき」ことを強調している。³⁾

上記の宣言に強調された二点は、韓国「朝鮮」の労働者組織の独自路線ではなく、当時における共産主義運動と労働運動の国際的な路線を充実に反映している。第一の点——労働組合組織の産業別整序——は、世界労連の強調していた組織路線——「工場一組合・一産業一産別組合・一国一ナショナルセンター」——を受けるものとなつていて、第二の点——「日常的要要求を基礎とした広範な大衆的労働運動の展開による民衆的結集」——は、コミニンテルンの「民族民主統一戦線→人民戦線政府」戦術の引き写しである。又それらは、既に共産党中央委員会が暫定的テーマとした

「現情勢と我等の任務——一九四五年九月二五日」の骨格として取り組まれていたのである。⁽⁵⁾

「全評」の一般行動綱領では、八時間労働制度、性と年齢による労働差別の禁止、賃金・労働条件の改善、一四才未満の児童労働の禁止等の一九項目が提示され、実践要綱では「親日派を除く進歩的民主主義に立つ民族統一戦線政権の樹立」に積極的に参加し、「民族資本の良心的部^分」と協力して産業を再建し、恐慌・悪性インフレーションを克服すること等が主張された。以上の内容から判るのは、「全評」が実は労働者工場管理を経済水準のものと理解した上で、労働組合を民衆政権樹立へ向けて大衆を動員して行く「政治機構」であると理解していた点である。それは、「全評」の眞の立場がブルジョア民主主義革命を目指す政党の立場であったことを示している。⁽⁶⁾上記の行動方針では、当時の韓国「朝鮮」社会の一般課題と共産党の政治的目標が、労働運動の立場で具体的に受容されている。特に綱領は当時の労働者の革新的な要求を反映しており、全ての日本人工場及び事業場＝帰属事業体の自主管理と言ふ方針は、反植民地的課題の実現を目指していると考えられる。

「全評」と朝鮮共産党との関係については、「全評」の結成当時の幾つかの決定事項を見れば、「全評」組織が朝鮮共産党の外郭団体である、と言う点は明らかである。「全評」の同組織の結成当日に「緊急同意」と言う形を取つて決議された四項目の決定事項には、①本大会を齊らした朝鮮無産階級の首領で且つ愛国者である朴憲永同志に感謝のメッセージを送る、②ソヴェト・アメリカ・イギリス・中国の連合国労働者大衆に感謝のメッセージを送る、③朝鮮無產階級運動の撲滅者である李瑛一派を断固として撲滅する、④朝鮮民族統一戦線に対する朴憲永同志の路線を絶対に支持する⁽⁷⁾こと等が明示されている。上記の「緊急同意」に公然と表明されているように、「全評」結成の主導権を握ったのは朝鮮共産党であった。しかもその主流となる朴憲永一派の路線に従うことを誓つて、李英等反对派の「断固撲滅」を宣言して疑わぬ程に「全評」は「政治」のレヴエルに存在していたのである。⁽⁸⁾

更に「全評」の委員長である許成澤は、朝鮮共産党書記局員を兼任することによつて朝鮮共産党との「人的な交流」をも保つてゐる。「全評」は、そのような政治的組織の外郭団体としての組織であるために、純粹な「労働運動のための組織」として把握され得ない側面を有している。「全評」は、朝鮮共産党と言う政治組織の大衆組織化の機構としての役割を担うと同時に、当時革命運動の主力組織としての位置にある、と言う二重的側面を有していると言える。だが、「全評」にはマルクス主義的な色彩は薄く、イギリスの労働党にも関心を示している所から見れば、極左的組織ではなく或る程度柔軟性を持つていたと考えられる。

「全評」は、従来の日本人所有の工場・帰属産業体＝敵性産業体の「自發的接收管理運動」を指導して労働者管理運動を開き、労働者の自主管理運動を民族資本家勢力の力量と結び付けて真正な民族工業の育成を図ろうとした。すなわち「全評」は、「産業建設協力方針」の中で、①「罷業は目的ではなく、手段である」、「良心的で且つ健全な生産に対する罷業を行なわないのみでなく、生産に積極的に協力する」、②「韓国「朝鮮」の自主独立を援助するアメリカ・ソヴェト両国軍に対して協力する」、「今次韓国「朝鮮」解放に際し、アメリカ・ソヴェト・中国の大きな功績に対しては満腔の感謝と敬意を表明する」、「又カイロ会談・ポツダム宣言・全評」大会席上における労務課長〔アメリカ人〕の言明等の進歩的政策は、そのまま実施されることを期待し、そのような自主独立と民主的自主経済建設を援助する政策には積極的に協力し、「以南の」国内安定を図る」、③「良心的民族資本家と協力して不足恐慌を開ける」、④「非良心的悪徳謀利の輩を排撃する」と主張している。

上記の方針の中には、もはや「積極的な攻勢に立つ労働運動」の姿ではなく、「良心的で健全な生産」と「アメリカ・ソヴェト両国軍の進歩的政策〔の〕そのままの実施〔への〕期待」のみを前提条件に置き、「罷業を行なはず、経済建設に積極的に協力する」ことを社会一般に誓約する、と言うものとなつてゐる。だが、アメリカ占領当局及び右

派諸集団と、過去の「親日行為」を「反共」にすり変えて現下の苦境を乗り切ろうとする親日派・民族反逆者達との結託により、「全評」はアメリカ軍政当局により様々な形で、抑圧或いは弾圧される結果となる。アメリカ軍政当局が右派勢力と手を組んで「全評」に対する弾圧に乗り出したことは、當時或る程度は柔軟性を保っていた「全評」を過激化させる原因を提供することとなつた。

一九四六年の中盤に入つて來ると、「全評」と左派諸勢力にとつて最も大きな「危機」が押し寄せて來る。それは、アメリカ軍政当局と右派諸勢力による直接的攻撃が始まつたためである。以南における新権力者||アメリカ軍政当局と民衆の自發的組織||「全評」は、以上のような対抗と「産業建設協力方針」に見るような協調との微妙な同居の上に立つてゐる。だが、視野を社会總体に広げて見れば、アメリカ軍政当局を除く以南内の政治諸勢力の力関係では、左派勢力が優勢であつたことは明らかである。従つて、「全評」を支えるのが共産党である以上、右派勢力はアメリカ軍政当局の単なる諮問機関に甘んじないためには、社会のレヴエルで直接に「全評」の労働運動に対抗し得る勢力を築き上げる必要に迫られた。そこで右派諸勢力を代表する労働組合である「大韓獨立促成労働同盟」——以下、「大韓労総と略記する——」が創立されたのである。更にその「全評」と同組織との対決の中で、「朝鮮精版社事件」を契機としてアメリカ軍政当局は朝鮮共産黨の幹部達を直ちに逮捕し始めて行く。

大韓労総は、京城鉄道工場、京城電気等々一五ヶ所の諸職場から成る四五名が参加し、三月一〇日にソウルで結成された。右派諸勢力を代弁する同組織は、一九四五年一月二日に、左派諸勢力に対抗するため結成された団体である「大韓獨立促成全國青年總連盟」——以下、「獨青」と略記する——を、その前身としている。最も「獨青」の結成は、一二月二一日に共産党が組織した左派青年運動の統一体である「朝鮮青年總同盟」との対抗を意識して行なわれている。當時韓国「朝鮮」における信託統治を巡つて世論が二つに分れて行くその時期であつて、共に各

陣営の大衆動員のための先鋒機関となることが期待された。「独青」の名称の端緒は、李承晩の「独立促成中央協議会」に由来するのであって、文字通りそれは、右派諸勢力の期待を一身に担う位置に置かれている。更に同組織は、資本家達の庇護の下で結成されたが、彼等は第一次的な目標を労働者の生活の諸条件を改善する所に置くのではなく、専ら「反共闘争」に置き、後には「全評」に対する徹底的なテロ集団と化して行った。

大韓労総の性格は、同労働組合組織の結成大会で採択された各種の諸文献にも良く表れている。その宣言文には、「日本帝國主義の基盤と桎梏の中で民主光復の精氣を祖先から受け継ぐ堅骨熱血として、我々労働者は、解放された单一民族としての共生同生権を渴望し、回天の偉業を達成しようと総決起して自主独立を志向する」([1])此ここに我々は、全ての煩雜な理論を打破し、民主政治下で万民が渴望する均等社会を建設しようとし、全国的にそれを發揮するよう大韓労総を結成して「一に邁進することを宣言する」、と記されている。その綱領には「①我々は、民族主義と新民族主義の原則を以つて建国を期する、②我々は、完全独立を期すると共に、自由労働と総力を發揮して建国に献身する、③我々は、心身を研磨して眞の労働者として國際水準の質的向上を図る、④我々は、血汗不惜で労資間の親善を図る、⑤我々は、全國労働戦線の統一を期する」と言う目標が提示されている。

結成当時の大韓労総は、主に信託統治に反対する立場を有する労働者を組織化すると共に、それに賛成する「全評」打倒のための闘争の隊列を形成し始めたのである。そして大韓労総は、その出発の時点においては「反共運動」として開始され、その歴史も日が浅かつたために、当時には「全評」に比べて労働者組織の中に広範な基盤を構築することが出来ず、一つの政治団体として活動していた。だが大韓労総は、五月一二日にソウル運動場で開かれた「信託統治反対国民大会」を契機として信託統治に反対し、李承晩・金九等の右派指導者を支持する労働者の積極的な組織化を開始したのである。そして先ず、同大会に参加した労働者を中心に「大韓労総運輸部京城支部連盟」を

創立し、鉄道京城工場内に「全評」に対立・対抗する今一つの労働団体を組織するのに成功した。更に二六日に「大韓労総永登浦連盟」の結成、次いで六月一二日には「永登浦連盟漢城皮革工場分会」⁽¹⁴⁾を結成して大韓労総の下向式組織は次第に下部に浸透し、「全評」に対抗する労働者組織を形成して行つたのである。

九月には、「全評」が主導する鉄道罷業〔後述〕⁽¹⁵⁾が起こされたが、京城工場支部は、その要求が労働者階級の経済的利益を掲げたものなので、「全評」の罷業提議を受け入れざるを得ない状況にあった。だが「全評」は、同罷業を契機として数的劣勢を免れない大韓労総傘下労働者を全て吸收し、その支部を破壊しようとする意図を持ち、又最初の経済的要求に添えて三相会議への支持、朴憲永の釈放要求等々の政治的 requirement を持ち出して来たため、京城工場支部としては同罷業に追従できなかつた。そこで大韓労総では、九月二十四日に罷業収集対策を協議し、二八日には拡大会議を開き、右派諸政党及び政治諸団体、青年団体と協力して「全評」の罷業闘争に反対し、職場復帰闘争を展開した。更に三〇日に永登浦連盟の龍工敢闘隊、朝鮮皮革の光復青年会の後援と警察の協力を受けて龍山機関区に突入し、「全評」系の罷業労働者との流血闘争によつて鉄道復旧を図つたのである。

「全評」を打倒して鉄道罷業を收拾した大韓労総は、労働者に対して単なる「反共組織」としてのみでなく、労働者の利益を擁護するためにも闘争していることを示すため、アメリカ軍政当局と交渉して鉄道罷業で示されていた幾つかの要求⁽¹⁶⁾をアメリカ軍政当局に受諾させた。そうして大韓労総はアメリカ軍政当局から認定された組織として「全評」の罷業闘争を阻止し、アメリカ軍政当局との協力下に労働運動における左派勢力を打倒する担当者として大きく評価された。大韓労総は、同罷業を收拾したことを契機に、一九四七年一月一八に全国的に運輸部連盟を創立し、全国の鉄道が「全評」の鉄道労組によって機能しなく成つてゐる状態を覆そうとした。だが、鉄道の全機能を大韓労総が支配する迄は各地で流血闘争が繰り広げられたのである。「全評」との闘争を通じて成長して来た大韓労

総は、一九四七年・四八年とアメリカの対韓国「朝鮮」政策の方向が明確となり、アメリカ軍政当局の「全評」否認と弾圧で「全評」が地下に潜りその公然活動が縮小されたことと反比例して拡大されたのである。⁽¹⁷⁾

既述のように、大韓労総は、第一次的な目標を労働条件を改善しようとする組合運動の抑制と「反共闘争」に置き、「全評」打倒の意図を持ち急造された組織であり、地域・職場から「全評」を排除し、左派諸勢力の大衆的な組合の基盤を崩す所にその当面の目標があつたのである。同組織のその結成・運動過程では、資本家及び地主を始めとする親日派¹⁸⁾対日協力者を中心に構成される韓国民党が最大の資金源であつたと言う点は、注目に値する。そして同組織の委員長の洪允玉は、国民党の青年部長であった、と言われる人物である。国民党の政策「一九四五〇年一〇月一七日発表」には、「勤労大衆の生活向上のために、最低労働賃金 最高労働賃金と最高労働時間⁽¹⁹⁾を設定し、幼年労働禁止を記する」、「工場労働は八時間制を原則とする」、「衣食住行四部門に関連する重要産業及び国防工業は概ね国営とし、その他の重軽工業・産業・貿易・商業等は自由經營とし、労使関係は国が調整する」と記されている。最後の一項は、正に当時の韓国「朝鮮」的労使関係観を良く表現していると考えられる。

さて、アメリカ軍政当局と右派諸勢力の「全評」への攻勢は、「全評」の妥協的路線を再検討させる重要な契機となつた。又韓国「朝鮮」を巡る國際情勢でも「ア・ソ共委」の決裂と言う変化が生じた。「ア・ソ共委」が一九四六年三月二〇日にソウルで開かれると、モスクワ協定・三相会議への賛成・反対を巡って、左右両勢力間の緊張関係は一段と高まり、李承晩を支持する右派勢力の左派勢力に対するテロ行為が蔓延し、しかも右派青年達がソヴェト側の「ア・ソ共委」の代表団の乗っている自動車に卵を投げ付け、侮辱的な言葉を浴びせると言う事態に迄発展する。李承晩の「三相会議の決定⁽²⁰⁾」に対する支持は亡國的陰謀によるものであるとの主張に呼応して、韓民党を中心とする右派諸勢力は「ア・ソ共委」の破壊に大々的に努めた。その後、「ア・ソ共委」では協議

対象の問題を巡つて両国間の意見が対立し、五月六日に無期休会に入ることを余儀なくされたのである。

上記のような国際的政局情勢の変化の中では、右派諸勢力は自分達の、モスクワ協定・三相会議の決定に対する反対行為が一般民衆に受け入れられ、完全に勝利を収めたかのように快哉を叫び、その一方で、左派諸勢力は、「ア・ソ共委」を再開・促進させるための政治闘争を展開することとなる。「ア・ソ共委」の休会に際して、「全評」は委員長談話を発表し、「〔ア・ソ共委〕が」休会するに至った責任は、アメリカ側にもソヴェト側にもなく、一〇〇以上の幽霊団体をでっち上げてアメリカ・ソヴェト両国の離間と民族分裂を策動した国内反民主主義分子「右派諸勢力」に求め得る。「ア・ソ共委」の休会は一時的なものであつて、我々二〇〇万労働者は反民主主義分子と一層果敢に闘争し、彼等の謀略と陰謀とを暴いて彼等を孤立させるべきである」と述べている。だが、韓国「朝鮮」政府樹立の決め手が韓国「朝鮮」民衆の手中には既になく、アメリカ・ソヴェト両国に握られていると言う現実を前に、「全評」が右派諸勢力の「陰謀と謀略」を暴くことは出来なかつたのである。

韓国「朝鮮」における「国際的信託統治」の実施を論議する「ア・ソ共委」は、当時「全評」或いは左派諸勢力にとっての一つの大きな希望となつていた。すなわち、「全評」の総力量を産業建設運動に集中させ、疲労した産業施設・機関を復興させて、不足恐慌を克服するための生産増進に全力を尽くすことを当面任務とし「中略」、韓国「朝鮮」労働者大衆に課された任務、すなわち韓国「朝鮮」自主経済確立のための愛國的民族課業を通じて民族統一戦線の強力な基本部隊として民主主義的新国家建設に積極的に参加することを主張する」と言う「全評」の運動路線は、「ア・ソ共委」への期待——「三相会議の決定原則を具現するために、両国の協調体制の下で韓国「朝鮮」の完全解放を推進する民主主義臨時政府が成功裡に達成される筈である——に支えられていたので、「ア・ソ共委」の決裂は「全評」を始めとする左派諸勢力にとつて見れば、甚大な打撃となつたことを意味している。

(2) 左派の路線転換・「新戦術」と「九月総罷業」

ところで、当時朝鮮共産党がアメリカ軍政当局の本質を真に把握できていたか否かと言ふ点は、両者の関係を理解する上で非常に重要な問題である。その点についての正確な解説を行なうために、次に一九四六年二月一五日に右派を除く左派勢力の結集による民主主義民族戦線——以下、「民戦」と略記する——結成大会時の内外情勢報告を検討して見よう。その内外情勢報告では、イギリス側とアメリカ側との資本を中心とする「帝国主義諸勢力」の蠢動が既に触れられ、その問題への対処が明確に要望されている。と同時に世界を全体的な視点から眺めれば、「民主主義的發展」⁽²³⁾が急速に進行しており、その過程の中には植民地における「民族解放運動」も重要な一つの流れであると分析している。このように朝鮮共産党は、既にアメリカ軍政当局と言う名で入って来ている新たな「帝国主義諸勢力」——アメリカ側の本質を明確に把握していたと思われるのであり、それに対する対処方針も、極めて迂回的にではあるが、内外情勢報告書の中に或る程度は触れられている。

すなわち、朝鮮共産党は、第一次大戦後新たに奮起する国際独占資本主義の反民族的な侵略を防止するため、①侵略国を軍事・経済的に統制することによって、徹底的に武装解除すること、②連合国組織〔U.N.O (United Nations Organization)〕をして世界平和を擁護し、新たな侵略戦争を防止できる名実と共に持ち得る真正な国際安全保障機関として発展させること⁽²⁴⁾、と言う二点を解決策として示している。同党は、その解決策に対しても相当に楽観的な展望を示している。その理由は、当時至る所で「政治制度上において民主主義制度が勝利」を収めており、従つて、帝国主義勢力の抑制は時代の流れである、と把握していたからである。その観点から見れば、共産党はアメリカ軍政

当局の本質を理解できずにある状態でアメリカ軍政当局に好意を示した、と言うより、アメリカ軍政当局の本質を把握していたようにも見える。だがアメリカの意図は、国際情勢の動きに照らして認められない筈である、との安易な展望を描くこと自体、アメリカの「本質を十分に把握」していかなかったと言える。

朝鮮共産党は、国内の革命諸勢力の主体的な力量も、未だに新たなる反帝闘争を遂行する程確保できない状況に置かれていると認識していた。従つて、アメリカ軍政当局が余り自らの意図を貫徹できずにある時、アメリカとの不必要的な摩擦を避けたいと考えていた。左派諸勢力は、自ら力量を強化させ、韓国「朝鮮」民族の完全な独立と土地革命を実現することを課題とし、その遂行によって広範囲な戦線勢力を結成することが急務である、と共産党は判断していた。その朝鮮共産党の認識が現実化していくのが、「人共」樹立から「民戦」へと繋がる一連の政治的展開過程であると言える。既述のように、アメリカ軍が韓国「朝鮮」以南を占領する二日前の九月六日に急に「人共」を樹立したのは、アメリカ占領軍に対して国内にアメリカ軍に対応できる広範な政治諸勢力が存在していることを見せ付け、それによって脆弱な自体力量を補強する空間をも確保しようとしたからである。

アメリカ軍政当局と共産党との葛藤は、軍政初期には主にアメリカ軍政当局と「人共」との葛藤と言う形で現れている。両者間の根本的な原因は、「人共」が共産勢力によって創り出された事実が、第二次大戦後アメリカの戦略目標と合致しない点にあつたのである。両者の間には深い溝があつたにも拘らず、占領初期は両者の葛藤が余り深刻でないよう映っている。そこには、或る時期迄は柔軟性を有する共産党側の曖昧な姿勢及び態度表明と、アメリカ側のソヴェト側との協調関係の重視、又自由な政党活動を保障すると言ふ、アメリカの初期の政党政策的考慮等が絡んでいると見られる。その点と関連して、金夏河氏は「アメリカ軍政当局は、健全な民主主義的発展を図る適当な政党政策、すなわち離合集散する群小政党の乱立と共産勢力の政党化を制御することが出来る立場にあ

るにも拘らず、それを放任或いは忌避してお⁽²⁾り、「中略」アメリカ的政党政策は「中略」韓国「朝鮮」で共産党的勢力を更に助長する結果を招いたのである」とし、アメリカの政党政策を批判している。

だが朝鮮共産党は、アメリカ軍政当局との正面衝突を起こす以前迄は、アメリカを反ファシズム連合戦線の重要な友邦として認識しており、「八月テーゼ」は「民族解放」を「進歩的国家——米・英・中・ソ——」の連合勢力の功勞として認めている。又國際情勢に対しても、帝国主義への抑制は「時代の流れ」である、と言う極めて曖昧な姿勢で一貫し、安易な態度で対応し過ぎていた。従つて、その「時代の流れ」から見れば、韓国「朝鮮」におけるアメリカの「帝国主義的」意図は國際的な勢力関係で殆ど達成されない筈である、とする同党の希望は、アメリカ軍が韓国「朝鮮」占領と共に、「人共」を即時否認する等左派抑圧策を講ずると崩れ去つて行つたのである。従つて、「全評」は特にアメリカ軍政当局との関係において大きな戦術の変化を迫られたのであり、そこで「全評」=左派勢力の以下のようない「新戦術」が登場して来るのである。それは、次のような内容となつていて。

「①八・一五=『民族解放』以後、全面的に展開した協調合作路線を根本的に変えなければならない、②アメリカ合衆国のH・トルーマン大統領の政策が一般的に帝国主義的反動路線に変更されたので中国共産党、日本共産党と緊密に連結して極東における反米運動を積極化する、③以南においては、以北のような諸制度の無条件的な改革を強力に要求する、④アメリカ帝国主義政策の具体的な内容を暴き、大衆の強力な闘争を展開する、⑤以北の制度を宣伝して以南の無条件的な以北化を図る、⑥現在迄の無抵抗的態勢を清算し、積極的な攻撃態勢を取り、右派勢力に一大打撃を与える準備を整える、⑦『政権をアメリカ軍政当局から人民委員会に渡せ』と言う運動を積極的に展開する、⑧その新たな戦術を実行するに当たつて莫大な困難と犠牲とを覚悟し、自己犠牲的闘争を厭わない。」

以上のように、朴憲永の率いる朝鮮共産党的「新戦術」とは、従来の妥協的・協調的な姿勢を捨て、「妥協から」

攻勢に転じて「反アメリカ的な民衆運動を積極化」し、アメリカ政策の「帝国主義的内容」を暴き、民衆闘争を扇動するために、「積極的攻撃態勢」に転換して右派諸勢力に一大打撃を与えるとする、「全評」のアメリカ軍政当局及び右派諸勢力に対する「非妥協的且つ攻撃的闘争」を実施することを鮮明に打ち出している。それは又、朝鮮共産党を始めとする以南の左派諸勢力の今迄のアメリカ軍政当局に対する姿勢の一大転換——すなわち、従来の妥協的且つ協力的な姿勢から対立的且つ強硬な姿勢へ——を意味している。言い換えれば、「全評」は前述の「産業建設協力方針」の中でも見られるような「罷業を自制した妥協的且つ『協力』的な路線」を完全に放棄し、アメリカ軍政当局及び右派諸勢力との全面的且つ徹底的な対立・対決の姿勢へと転換したのである。

「全評」の一大転換に対して、アメリカ軍政当局は新たな軍政法令を公布し、それに対応している。七月二三日の「労働問題に関する公共政策公布・労働部設置」と題する第九七号がそれである。その法令の要点は、①民主主義的労働組合の発展を奨励する、②労働者は「自律的労働組合」を通じて労働組合会を組織し加入するか、他の労働組合を援助し、又は援助を受ける権利を有すると同時に、雇用主とその代理人の干渉を受けず、雇用契約の期間及び条件を締結する目的を持ち、自分が選んだ代表者を指名する権利を有する、③雇用主と労働組合との間に合意された賃金・労働時間その他の雇用条件を雇用契約書に明記する平和的協定を奨励する、等である。同法令はアメリカ軍政当局の政策が民主主義的労働団体と平和的交渉の奨励を明らかにし、そのため労働者に団結権と団体交渉権を与えるものである。労働組合の結成及び加入、組合間相互援助、交渉代表の指名と権利とが与えられているが、労働組合として認める団結の条件として自律性が打ち出されている。

上記の②項の規定には、その後に予想されている労働立法の指向性が暗示されている。同項は、アメリカの「全国労働関係法 (National Labor Relations Act) =別称、ワグナー (Wagner) 法と言われる法 (一九三五年制定)」の第

七条を踏まえつゝもそれとは異なつて、「団体交渉、またはその他の相互援助或いは相互保護のために、その他の団体行動を行なう権利」³²、「団体行動権」を保障する部分を落としている。その点は、罷業権を法認しようしないアメリカ軍政当局側の立場を端的に示している、と思われる。従つて、上記の点は、アメリカ政府及びアメリカ軍政当局の韓国「朝鮮」の以南における労働者の罷業権を法認せずに、アメリカ的労使関係制度を韓国「朝鮮」に適用しようとする政策方針を示唆している、と推察される。

アメリカ軍政当局は、既に一九四五年一二月六日に公布した法令第三三三号に基づき、帰属財産・敵性財産の全てを接收し、労働者に対する収奪を強化すると共に、買弁資本家の育成を始めていた。その一環として彼等を帰属企業体に対する管理者に任命したが、その中には親日派が数多く含まれられていた。それらの管理者は、アメリカ軍政当局の役人と結託して日本帝国主義時代の在庫原材料や生産品を横流したり、不動産の払下げを受けて工場を閉鎖したりした。そのため、以南における工場閉鎖や破産等が続出して全工場労働者の半数以上が完全失業者となり、物価の天井知らずの高騰によつて就労労働者の労働条件は一層悪化し、彼等の実質賃金は低落の一途を辿つた。朝鮮銀行の調査によれば、一九三六年を一〇〇とするとき、一九四六年のソウルの労働賃金指数は月平均七一一八、小売物価指数は一万六二二二、一九四七年には賃金指数が一万四八四三、小売物価指数が四万九二六と上昇し、僅か数年間に実質賃金が大幅に下落——全国各地の一般的の趨勢——したことが示されている。³³

さて、「全評」の主導する最初の全国的規模のデモは、「全評」傘下の朝鮮鉄道労働組合による昼食支給・賃金引き上げ、日給制廃止と月給制実施、食糧配給等々の要求条件を内容とする「九月総罷業」である。鉄道労働者は、一九四五年九月十五日に「南北朝鮮鉄道従業員待遇改善闘争委員会」を組織し、上述のような諸条件を要求した。この罷業は、運輸部が「赤字打開と労働者管理の合理化」と言う名目で運輸部門従業員の二五%の減員を行なうと共に、

従来の月給制を日給制に改める、と決定したことがその端緒となっている。⁽³¹⁾「全評」は、同日に鉄道労働組合に対して、アメリカ軍政当局運輸課長と鉄道局長とに六項の要求条件を期限付で提出するよう指示した。そして各地方の代表者会議を招集して二三日迄に要求条件に対する「誠意のある回答」がない場合、罷業実施を決議するよう指令している。だがアメリカ軍政当局運輸課長は、「〔32〕二三日に「インド人は飢えているのに、韓国「朝鮮」人は、玉蜀黍をも食べられるので幸福である」と暴言を吐き、回答を拒否している。

その結果、「全評」はアメリカ軍政当局運輸課長の暴言や軍政当局の決定に強く反発し、それに反対するため二四日に「南朝鮮総罷業委員会」を組織し、同日の〇時を期して釜山鉄道労働者約七〇〇〇名が罷業に突入することを指示し、同日を起点としてソウルを始めとする全鉄道従業員が一斉に罷業に突入して行った。それに対し、二六日にA・ラーチ(A.Lerch)軍政長官は談話発表し、①その要求に対し、関係当局が考慮する時間的余裕を与えないのは遺憾である、②アメリカ軍政当局官吏の鉄道従業員が業務を放棄すれば軍政法令違反として処置する、③釜山に入って来る食糧・薬品、又地方から集められた夏穀が罷業でソウルに輸送出来なければ、結局被害は民衆が被り、米穀輸送を妨害する罷業扇動者達はそれに対する責任を免れない、と言う強硬な警告を発している。だが、同日に出版部門労働者が同調罷業を開始し、二六日の鉄道局本局生活保障対策委員会での討論では、「合法闘争論」と「罷業継続論」とを闘わせた結果、罷業継続が決定されたのである。

「全評」は、韓国「朝鮮」の以南における全ての労働者に対して罷業を呼び掛けるため、「飢餓とテロ行為の戦慄の谷から全韓国「朝鮮」民族を救出し、生存と自由の道を開き、祖国の完全な自主独立のために、韓国「朝鮮」の以南における四万の鉄道労働者を先頭に、死生存亡の一大民族闘争を開始する」と言う旨の九月「総罷業闘争宣言書」を発表している。更に「いかなる抑圧、いかなる権謀術数、いかなる甘言利説にも屈することなく、最後の勝

利を勝ち取る迄我々は血み泥の闘争を展開しよう」と呼び掛けると共に、次のような要求事項を掲げている。

〔①米を配れ、労働者と事務員、全ての市民を対象にして三合以上を配給すること、②物価の騰貴に従つて「労働者に対する」賃金を引き上げること、③〔第二次世界大戦後における〕戦災民と失業者とに、仕事と家と米を配給すること、④工場閉鎖、解雇に絶対反対、⑤労働運動の自由、⑥一切の反動テロに対する反対、⑦以北のような民主主義的労働法令を即時実施すること、⑧民主主義運動の指導者に対する指名手配と逮捕令を即時撤回すること、⑨検挙・投獄中である民主主義運動の指導者を即時釈放すること、⑩言論・出版・集会・結社・示威・罷業の自由を保障すること、⑪学園の自由を無視する国立大学案〔ソウル大学設置案〕を即時撤回すること、⑫『解放日報』・『朝鮮人民報』・『現代日報』その他停刊処分中の新聞を即時復刊させ、その社員を釈放すること。〕

以上のような全一二項目に渡る諸要求事項の中で、⑤項から⑫項の項目は、既存の労働運動上では殆ど見られなかつた内容である。特に⑧⑨⑪項のような項目は非常に政治的な内容であり、「全評」の率いる労働運動が、今や「政治闘争と経済闘争の配合」と言う結成当時の戦術を実施していることが、そこには示されている。

同罷業は、「全評」傘下の全ての労働組合に拡大されて行き、その要求も当初の労働者の待遇改善に留まらず、政治犯の釈放を要求する等の政治闘争「労働運動から政治運動」へと発展して行つた。同罷業は、アメリカ軍政当局側に対して「全評」を攻撃する口実を提供した。一二六日には、J・ホッジ中将は放送を通じて、「過激な扇動者に誘引され、「中略」労使調整の常例を犯すよう誤導されたことを遺憾であると考える。そのような罷業自体は不法的行動である「中略」。その鉄道罷業はアメリカを苦境に陥れる所に目的が存在すると見られるが、「中略」アメリカ軍政当局は鉄道を使用せざる者を程組織と施設を有している。食糧の在庫も豊富なので罷業による混乱はなく、そこの不法行為はアメリカ側に韓国「朝鮮」人は自治能力がないと信じ込ませることとなる」と強調した。又アメリカ

軍政当局は罷業の非合法化を宣言し、警察とそれに加担した大韓労総の組合員は、九月三〇日にソウル鉄道の罷業本部を襲撃し、実力で罷業破りを行なつたのである。⁽³⁵⁾

結局の所、「全評」は、鉄道罷業を契機としてアメリカ軍政当局に対する敵対的態度を明確化した。それに対し、アメリカ軍政当局も一寸の譲歩もせず強硬に対応し、右派を代弁する大韓労総と協力して「全評」を打倒する姿勢を明らかにした。更にアメリカ軍政当局は、軍隊「アメリカ軍」及び警察官・右翼青年「テロ」集団・大韓労総の組織構成員を動員し、最初の罷業者組織の鉄道組合を三〇日に強制解散させた。だが九月総罷業に対するアメリカ軍政当局の厳しい弾圧によってアメリカ側と左派諸勢力、特に「全評」及びその支援勢力との対立は一層高まつて行つた。韓国「朝鮮」全国でアメリカ軍隊・警察と右派テロ団による労働者・労働組合員に対するテロ行為・殺傷事件——五六件中に、襲われた人員一七二一名、死亡一七名、重傷者一四九名⁽³⁶⁾——が相次ぐと、それに憤激した韓国「朝鮮」民衆は、大邱地方における民衆蜂起(後述)を契機として全国各地に民衆闘争を拡大し、農民もそれに加わる形で民衆蜂起へと発展して行き、武装闘争を含む大規模な「民族解放闘争」を開拓するのである。

(3) 「一〇月民衆抗争＝民衆蜂起」と「全農」

一〇月一日に、大邱駅前に労働者・知識人・学生・農民・一般市民等々約一万名が集まつたが、その集会は罷業参加者に対する軍隊・警官と右派青年テロ団の暴行・殺傷行為に抗議するためであつた。アメリカ軍は、空軍の他に陸上機動部隊と警察隊とを動員し、ソウルから急派された右翼青年テロ団及び大韓労総員との協同作戦の下に、あらゆる弾圧を行なつた。大邱民衆抗争は、更にその近隣諸地域に波及し、永川を始めとする七つの警察署とその諸

支署がデモ群衆によつて接收された。大邱地方の民衆抗争に呼応する形で、その動きは連鎖反応的に以南の全域に拡大して行つた。以南の全国各地における蜂起人数は、当時約一〇〇万名を越えている。だが、その地方の民衆抗争は、アメリカ軍の出動によつて忽ち鎮圧される。その結果、大邱民衆抗争を契機とした全国各地における民衆蜂起は、地下政治的闘争へと発展して行き、最終的には武装蜂起へと発展して行つたのである。

左派諸勢力は、九月総罷業及び一〇月民衆抗争を契機としてアメリカ軍の集中攻撃を受け、事実上非合法化され行つた。共産党の重要な幹部は全国指名手配を受け、その中央機関紙『解放日報』は無期停刊処分に付され、事務所は破壊され、その党員達は検挙・投獄された。更に朝鮮共産党・朝鮮人民党・南北朝鮮新国民党の三党の合同による南朝鮮労働党——以下、南労党と略記する——の出現に対し、アメリカ軍は同党に攻撃を集中し、同党指導下の「全評」・「全農」等に対しても勿論、同党に同調する人々・諸団体及び言論人に対しても苛酷な弾圧を加えた。一九四七年二月にはアメリカ軍政当局警務部がソウルにある「全評」本部を襲撃し、「不法に武器を所持していること」を口実にして「全評」の重要な幹部一一名を逮捕し、軍事裁判に回付して「全評」への弾圧を本格化した。アメリカ軍政当局は、左派諸勢力に直接弾圧を加える一方、左派勢力に対抗するため右派団体を樹立させ、彼等を左派抑圧のための道具として利用する、と言う両面政策を取つて行つたのである。

三月一日に、左右両勢力は、「三・一独立運動」の記念式典をソウル市内で挙行したが、右派諸勢力はソウル運動場を使用し、左派諸勢力は南山公園を使用している。その際、アメリカ占領当局は、警察機動隊を南山公園の周辺に出動させ、右翼青年テロ団をして左派勢力のデモ隊を襲撃させ、死亡者四名、重軽傷者三二名、検挙者一七五六名を出した³³⁾。同日にソウル近郊の各地でも同様の事件が多発したのであり、二日には右翼青年団が軍・警官の庇護の下に「全評」会館を襲撃して破壊した。四日には首都「ソウル」警察庁長張澤相が、アメリカ占領軍の軍政

体制に非協力的との理由で、新聞記者が首都警察庁及びその管轄下の各警察署に出入りし取材することを禁止した。それは左派人物「人士」に対する警察の不法検挙と拷問及びテロ行為を隠蔽するための措置であつたと考えられる。⁽³⁸⁾ 当時首都警察庁には政治テロ団員達が集まる特別室があつて、左派諸勢力を弾圧するために出動する刑事は必ずと言える程、彼等を連れて出向いて行つたと言われる。⁽³⁹⁾

アメリカ軍政当局の韓国「朝鮮」の以南における労働運動に対する弾圧強化と平行して、労働者の解雇が激しくなる。ソウル地区のみでも、一九四六年一一月から翌一九四七年三月二〇日迄に、労働組合活動を理由にして一万二三三三名が解雇された。そのような弾圧強化と民衆生活の破壊は、以南労働者により大規模な罷業を誘発することとなる。「全評」は、再び「南朝鮮総罷業闘争委員会」を組織し、一二一日を期して一四時間の时限罷業を決定した。同三・二二罷業では、前年の九月総罷業以来成長した約五〇万の産業別の組織労働者と約一七万名の農民及び約八万名の一般市民、学生が参加して、各地でデモ行進を行なつた。その罷業に対し、アメリカ軍政当局は、「全評」中央幹部と同闘争に参加した労働者約二〇七六名を検挙・投獄した。その上、同罷業に参加したとの理由で、「全評」系労働者が各工場で大量に解雇された。罷業に参加した工場の大部分が「敵性財産」管理工場であるとの理由から、アメリカ軍政当局の指令下でそのような諸弾圧が行なわれたのである。⁽⁴⁰⁾

五月一日のメーデー記念行事の際には、アメリカ軍政当局は、労働者達のデモ行進を一切禁止した。だが、労働者達はメーデー記念集会を持ち、デモ行進を強行したため、各地で軍隊・警官と労働者達との衝突事件が発生して数多くの者が検挙・投獄された。同日に各都市は、右翼青年テロ団と大韓労総員とのテロで、死亡者を出したのを始め、五~七月の間に死亡三名、重軽傷者一六三七名、検挙者一二四四名となつてゐる。又同日にアメリカ軍の軍事法庭は、「一〇月民衆抗争」の時の清州民衆抗争の関係者四名に死刑、三名に無期刑その他に重刑を言い渡した。

アメリカ軍政当局は六月三日に軍政法令第一四一号を以って、それ迄の南朝鮮立法議院——以下、立法議院と略記する——を「南朝鮮過渡政府」に改称して李承晩にそれを支配する法的な根拠を与えた。その立法議院は、当初韓国民党が主導権を掌握していたが、その後アメリカ軍政当局の強力な支持を背景とする李承晩勢力が韓国民党勢力を次第に排除し、議長の金奎植が辞表を出したので、立法議院は李承晩勢力の占拠する所となつた。

それによつて左派諸勢力は、アメリカ軍政当局と李承晩・右派勢力の南朝鮮過渡政府どによる二重の政治的圧迫を受けることとなる。七月一九日には、勤労人民党的委員長である呂運亨が白昼のソウル街頭で暗殺される事件が起きた。⁴²⁾呂運亨暗殺事件は、李承晩が腹心の軍人リ韓智根等に計画・実行させ、警察がそれに協力して行なつたと言われている。同暗殺事件は、以南民衆に大きな衝撃を与え、アメリカ軍の弾圧と政治テロ団の殺人行為に対する以南民衆の怒りが燃え上がつた。そして以南民衆は、アメリカ軍の弾圧と政治テロ団の横行を終息させるためにも、「ア・ソ共委」の再開による臨時統一政府の樹立を望んだのである。そのために「民戦」は、二九日を期して以南の全域で「米ソ共委慶祝・臨時政府樹立促進人民大会」を開催することとなつた。ソウルでは、当日南山公園で約五〇万の市民の参加下に民衆大会が開催され、次のような要旨「抜粋」の決定書を採択している。

「①アメリカ・ソヴェエト共同委員会は、李承晩及び金九一派の破壊工作のために危機に逢着している、②韓国「朝鮮」民衆の自衛のための法的承認を強硬にアメリカ軍政当局に要求すると同時に、呂運亨惨殺を契機に展開された救國運動を力強く推進する、③樹立される臨時政府は、人民委員会の政権形態である朝鮮人民共和国とすることを要求する、④臨時政府は、韓国「朝鮮」民衆の支持を受ける愛国者で組織すること、⑤臨時政府は、土地改革・産業国有化・男女平等権制度を実施すること、⑥アメリカ軍の軍政機関から親日派「民族反逆者」を除去し、テロ団の解散、李承晩・金九の国外追放、韓民党・韓国独立党・大韓独立促成会系列の解散、投獄された左派人士の釈放、

朴憲永「共産主義指導者」に対する逮捕令の取り消し、民衆的自衛運動の法的承認等を強く要求する。⁽⁴³⁾

そのような民衆大会は、同日に仁川、大邱、釜山、大田等を始めとする韓国「朝鮮」の以南における殆ど全域の都市で開催された。それらの民衆大会は、朴憲永の率いる南労党の指示により南労党員達の積極的な動員によつて開かれたもので、以南全国各地で行なわれた民衆大会の決議もソウル民衆大会のものとほぼ同様のものであつた。だが各地方の民衆大会は、アメリカ軍政当局が集会の許可を与へなかつたり、警察の干渉のために民衆と警察隊との衝突事件を引き起こして数多くの死傷者を出し、数多くの者が検挙・投獄された。「七・二七鬭争」に示した左派勢力の強力な力を恐れたアメリカ軍政当局は、八月五日に「放送局赤化陰謀事件」をでつち上げてソウル放送局員多数を検挙・投獄し、一一日には政治テロの横行する嵐の中で、南労党の中央委員長である許憲を始めとする左派人士を大量に検挙及び投獄すると同時に、同党の非合法化を宣言した。そして、一二日からは「民戦」傘下の各政党・社会諸団体及び進歩的言論人に対する全面的な検挙に乗り出していく。

八月一五日の「民族解放」二周年を迎えるに当たつて、「民戦」は「八・一五解放二周年記念大会」を以南全域で開催することを決定した。だがアメリカ軍政当局は、官製の屋内集会は許可するが、政党・社会団体の主催する集会は一切認可しない、と言う行政命令第五号を公布した。同日の早朝から全警察機構を総動員して左派勢力に対する一斉検挙を行なつたが、その理由は「以南赤化を計画し、アメリカ軍政を破壊する陰謀がある」と言うものであつた。⁽⁴⁴⁾その時南労党、「全評」・「全農」等の会館は軍政当局によつて閉鎖され、左派幹部が大量に検挙・投獄・殺害された。⁽⁴⁵⁾アメリカ軍政当局の発表のみでも被殺二八名、検挙・投獄一万三七六九名、重傷約二万二〇〇〇名と言う状況である。その日から以南における左派組織は完全に非合法化され、地下闘争を余儀なくされて行つた。

アメリカ軍政当局の労働部は、一二月九日に、「民主主義的労働組合」について、「民主主義の原則に立脚して組

織・運営される労働組合、すなわち、個人の独断や強圧で組織されるのではなく、労働組合構成員の総意により組織され、労働組合員全体の支持を受ける組合員全体のための組合である、「労働組合とは、そもそも労働者が労働条件の維持及び改善、その他の労働者の地位向上を図る目的で組織される団体或いはその連合組織体を指し示し、政治的運動を行なう諸団体やそのような連合組織体は、その名称の如何を問わず、労働組合として認められない」と定義している。その定義には、「民主主義の原則に基づく労働組合の設立と専ら労働組合の構成員のための組織であるべき」と言う労働組合主義の本質が示されていると考えられる。その中の「組合員全体の支持を受ける」、と言う文言は、法令第九七号においての「自己」の選出した代表者」と言う言葉と共に、アメリカ軍政当局の「従業員投票による『全評』の除去」と言う方針を示している。

アメリカ軍政当局は、「政治運動を行なう政治諸団体や連合組織体は、労働組合として認められない」と宣言し、「全評」を否認するに至っている。それは九月罷業が起きると同時に、アメリカ軍政当局の「全評」に対する除去方針が具体化された、と言う事実を示している。又「民主主義的労働組合」の奨励を表面に掲げて、「全評」の除去作戦を進行させたアメリカ軍政当局は、一九四七年三月の二度目の総罷業を收拾した後、京城電気で初めて従業員投票によって大韓労総が主導権を掌握したと言う「状況の好転」を最大限に活用した。五月二九日にアメリカ軍政当局労働部が、ソウル市長・各道知事に送った通知には、労働組合主義が行なうべき具体的な内容^[46]が提示されている。そこでは、「全評」組織の骨格を支える産別体制の弱化と投票による「全評」の除去、警察力介入に対する指針等が記されている。その少し後「全評」は、アメリカ軍政当局労働部長の李大偉の「政治色〔性向〕」を帯びた労働諸組合は正当な団体として認めない」とする談話で、非合法化されて行つたのである。

ところで、日本帝国主義の植民地支配時代から「民族解放」迄の民族解放運動上で労働者に劣らず大きな力量を

發揮した勢力は、農民であった。農民は、「民族解放」と同時に、「民族解放」前の農民運動の指導者を中心に、韓国「朝鮮」の全国各地で農民組合、農民同盟、農民委員会を組織して、人民委員会に積極的に参加する等の活発な農民運動を展開した。一二月八日には、全国各地の農民諸組合の代表者がソウルで会合し、「全農」を結成した。「全農」に関する資料には、以北の八四を含む二三九個の地方農民諸組合が代表者合計五四五名を同会議に出席させたと記されている。それによれば、「全農」は全国一三道各々に道連盟、市・郡に一八八の支部、面単位に一七四五支部を置き、組合員は約三三〇万に達している。

「全農」の一般行動綱領には、親日派所有の土地を没収することと、その没収土地の貧農への無償分配、小作料の三・七制と金納化、農業労働者の最低賃金制保障の確立等々が提示されている。更に全國農民組合大会決定書④9では、「本大会は土地問題の解決なしには真正な民主主義的民族解放は有り得ず、又我が国では封建的残滓勢力を一掃し、我が民族の真正な民主主義的解放は土地農民問題の解決によってのみ可能であつて、それによつて新たな社会發展のための自由な途が開かれ得る」、従つて、本大会では「土地農民問題を解決できない政権は、我が国では民主主義政権になり得ないと規定する」、「真正な民主主義政権は民衆を土台にした、民衆のための、民衆を中心として組織された政権でなければならない」、「労働者及び農民等勤労大衆の政治・経済・社会的な基本要求を実践的に達成し得る政権であるべきことを本大会は強調する」と主張し、「人共」に対しても農地改革の早速な実施を要求している。「全農」は、「人共」の宣言及び政綱に対する支持と特に「人共」の土地改革政策への支持を表明したのである。

「全農」は「全評」の九月罷業以降のデモに参加し、その拡大過程において「農地改革の実施・米供出の廃止」等を主張し、各地の農民運動を主導した。だが、アメリカ軍政当局の「全農」に対する非合法化宣言と「全農」指導者の大量検挙とによって組織が破壊されると地下活動に転換し、そのような状況で政府樹立を迎える。他方、以南

単独政府樹立を既成事実化させるために、アメリカ軍政当局は「全評」を正式に否認した。それに対し、「全評」は、単独政府樹立への反対を表明し、その一環として後の一九四八年二月七日に国連臨時韓国「朝鮮」委員団の訪問に反対する「二・七罷業」を主導し、粘り強い組織力を發揮した。⁽⁵⁰⁾ そのような農民及び労働運動に対し、アメリカ軍政当局は、一九四五五年一二月八日の労働調整委員会の設立、翌年七月二三日の労働部設立等を通じて直接的に労働争議に介入した。右派勢力は、「全農・全評」に対抗する組織の必要性を認識し、大韓労総の結成に加え、翌四七年八月三一日には、「大韓独立促成農民総同盟」——以下、大韓農総と略記する——⁽⁵¹⁾ を結成している。

上記の二団体——すなわち、「大韓労総」「大韓農総」——は、反共的闘争を行なうための李承晩勢力に対する政治団体・支援団体として、アメリカ軍政当局と右派諸勢力の強力な支援の下に、「全農」及び「全評」に対する破壊活動を行なった。李承晩及び南北分断形成勢力による、「以南単独政府論」の確定後、一九四八年に行なわれた五・一〇選挙では、多くの農民・労働者が参加するようその宣伝に尽力した。特に大韓農総の場合、「無償没収・無償分配」の農地改革に強く反対し、「有償没収・有償分配」の農地改革を主張する等様々な反共活動と政府施策の宣伝に寄与するという「反農民的性格」を露骨化して行つた。それは、アメリカの対韓国「朝鮮」政策と絡み合つて左派勢力・組織の抑圧・破壊を斎らした。アメリカ軍政当局と右派諸勢力との共同戦略が、一定の成果を收めることとなるのである。更にそれは、韓国「朝鮮」の革命諸勢力を阻止し、アメリカ軍政当局側に友好的な組織を作らせ、状況に合わせて対策を取つて行くというアメリカの政策が徐々に貫かれて行つたことを示している。

(4) 「ア・ソ共委」前後の左派諸勢力への弾圧政策

以上では、第二次大戦後アメリカの占領政策＝左派弾圧政策が、実際に韓国「朝鮮」の以南に適用され、その結果として以南における左派諸勢力に対する支援諸勢力・後援団体の内の最大の組織である「全評」が存亡の危機に追い込まれて行つた過程を見て來た。以下では、アメリカ軍政当局が以南の左派諸勢力への弾圧の一環として発した政党登録に関する法令及びアメリカ軍政当局への攻撃に関する法令について触れた後、アメリカ軍政当局の支援勢力としての右派諸勢力及び李承晩を支援する諸勢力の動きについて見てみることにする。

アメリカ軍政当局は四六年二月二三日には、「政党登録に関する規則」と言う法令第五五号を政党登録法として発布した。同法令は、アメリカ側が政党規制の包括的体系であると自負したものである。同法令の中には、次のような内容^[52]が含まれている。第一条では「政治活動を行なう目的で団体・協会を組織し、どのような形態のものであれ、政治活動に携わつてゐる三人以上の団体は、既に登録・報告したもの以外は、政党としてアメリカ軍政当局に登録すること」とし、政党としての登録と管理諸規定の遵守とを義務付けた。「団体又は協会の名義で、団体又は協会が行なつた活動が公論、書翰又は口頭形式の一般宣伝・行動を含めて、それが法律政体機構、役職員の選抜・推薦・任命及び施設・諸般手続き、法律の制定・執行・施行を含めた政府の政策、対外関係の権利義務、自由及び特権に対して、統合と関連して影響を及ぼす傾向のある場合には政治活動となる」と規定している。

同法令は、日本の植民地時代における弾圧規定の撤廃により、結社の自由が確立され、以降登場した数多くの政治団体に対して、一定の規制を行なうためのものである。又同法令は、その法令の適用対象から労働組合を排除せ

ずにいる点で、初期の労働政策としても重要性を有するものである。問題は、「政党」としての事務所の設置の登録制、その団体に加入・貢献する者の姓名及び住所の報告、会計状況の報告等々の義務付け、登録義務の要件たる「政治的活動」の定義が政府の諸政策及び行政に対し関心を表明するあらゆる活動と言う、極めて広範囲のものとなつてゐる点である。労働組合が法認されずに入る状況の下で、労働組合への同法令の適用が全く排除されず、同法令が労働組合に適用されるならば、上記の諸義務を負うこととなる。既に存在する労働組合が同法令上の諸義務を避けようとすれば、論理上一切の「政治的活動」を止める以外にその術がないと言うのである。

同「軍政法令」が、労働組合に実際にどの程度適用されたかについては、不明である。但、次の視点から見れば、同法令が労働組合に適用されるべきものであるとアメリカ軍政当局に意識されていた、と推察される。それは、初期労働政策からの転換が論議されている時点で、「労働組合の政治的活動」が同法令の適用要件であるべきか否か、とのアメリカ軍政当局商務部の質疑に対する司法部の解釈⁽⁵⁾に示されている。その解釈は、「本質的に非政治的問題に従事し、政治的団体から完全に分離されていいる労働団体は、自分の特殊な業務と密接な関連のある立法及び行政手段に関して積極的な関心を示すか否かに拘らず、法令第五五号の意味における『政党』ではない」とし、「政治的な活動」をする労働組合一般をその適用対象としないことを示している。だが、「労働組合の性格が本質的に非政治的であることに、何の疑問もない場合にのみ、同法令の適用から免除される」という同解釈の結論は、同法令の労働組合に対する適用を完全には排除せずにいる姿勢を示している。⁽⁶⁾

「民族解放」後韓国「朝鮮」の以南におけるいわゆる「解放政局」と言う当時の緊迫した政治状況の下で、「国家建設」と言う時代的な課題が、当然韓国「朝鮮」の以南における労働組合運動に課されていたが、その政治的活動を極度に制限し、「経済主義的」なものに限ろうとし、労働組合の政治的活動を排除しようとするアメリカ軍政当局

の労働政策の原型を、ここに見て取ることが出来る。

同法令は、韓国「朝鮮」人にとって見れば、日本帝国主義の植民地時代の治安維持法を思い出させたので、左右両派を問わず、諸政党からの猛烈な反対を受けた。右派諸勢力を支持する傾向を有する諸新聞は、同軍政法令は余りにも非民主的であると非難し、左派紙の『朝鮮人民報』は歴史上で最も苛酷な法令であると批判した。保守紙の『大同新聞』⁽⁵⁷⁾さえも、同法令は常識に反するとし、又アメリカ軍政当局の政策は「益々苛酷になりつつある」と不満を呈した。同法令は政党の人的・物的基盤を正確に報告させ、特に各政党の秘密活動を規制しようとする所にその目的があつたと見られる。そして同法令によつて最も苦境に立たされたのが左派諸政党であつた。従つて、左派政党による激烈な反対運動が起きたが、アメリカ軍政当局は政党に関する規制を実施するという方針を堅持した。そこにはアメリカ軍政当局の政党に対する把握を名分とした左派政党への弾圧姿勢が示されている。

J・ホッジ中将は、「人共」に対する反対勢力「右派勢力」を形成させるために、韓国「朝鮮」民衆に対して政党結成に関する命令を発した。當時、既に韓民党が存在していたが、彼はそれ以外の諸政党の結成をも奨励した。韓国「朝鮮」の政治指導者達の党派「宗派主義」主義の傾向から、既に数十の政党が結成されていた。既述のように、J・ホッジ中将は、「人共」を単なる一つの政党として取り扱うことによつて、現政府は「人共」の今後の立場を、一政党の立場にする一方で、韓国「朝鮮」の以南地域における全ての諸政党・社会諸団体に対して、彼等「諸政党」の政治綱領と社会諸団体の幹部の名簿などをアメリカ軍政当局に登録するよう要請した。彼のその要請に従つて、約二〇五の団体が申請した。一〇月二四日迄に、アメリカ軍政当局には五四の諸政党が登録を終えていたが、その諸政党の中には、僅か一二三〇〇名の党員で構成された政党も数多く存在していた。⁽⁵⁸⁾

軍政初期のアメリカ軍政当局の以南における諸政党に対する姿勢は、表面上では多様な政党に対しても、或る程度

中立的な態度を堅持し、朝鮮共産党に対してもアメリカ「軍政法令」に違反しない限り、他の諸政党と同等に取り扱うという民主主義的な原則を守っていた。だが、実際においてはアメリカ軍政当局は「韓国〔朝鮮〕の」「右派諸勢力に対する非常に好意的であつて、右派諸政党が大衆的な支持を獲得することを渴望していた」ことは、その時点では公然たる事実であつた。それは、軍政長官A・アーノルド少将が補佐官に対して「政党、政治諸団体及び諸組合を統制下に置かなければならず、彼等の政治活動がアメリカ軍政当局の諸要求と目標に合致する場合には、その政党・諸団体を支援し、それに合致しない場合には弾圧すること」⁽⁵⁹⁾、を指示した所にも示されている。

一九四六年五月四日には、「[アメリカ軍政当局に対する攻撃に関する]」と、アメリカ軍政当局に敵対する、韓国「朝鮮」民衆による犯罪として処罰に値する行為を規定した「法令第七二号——軍政違反に関する処罰——」⁽⁶⁰⁾が発布された。そこには、「暴力・強制・脅迫・ボイコット、或いは懷柔によつて、アメリカ軍又はその所属員の実際の或いは予定された公務の執行に影響を及ぼすか、又は及ぼそうと試みること」、「アメリカ軍の所属員或いはその所属員の命令の下にある者達の任務の遂行に故意を以つて干渉するか、又はこれを誤導すること」、「アメリカ軍の安全及び財産に有害な情報を探査すること」、アメリカ軍の「占領地区の外部にいる者と許可なく通信を交わすこと」⁽⁶¹⁾等々のような諸行為を禁止し、それに違反する者達を厳しく処罰することが規定されている。

アメリカ「軍政法令第七二号」は、それ以外にもアメリカ軍政当局に反対する「或いは敵対する」各種犯罪を八〇種以上列挙することによって韓国「朝鮮」における「労働者組合運動」及び「農民運動」その他の「民衆運動」を弾圧する手掛かりとなつた。それらの軍政法令は、アメリカ占領軍に全般の権限を与えたかのように解釈され、日本植民地支配時代における治安維持法の弾圧条項の強度を遥かに上回る苛酷な内容となつていて。特に、そこで指摘されている「外部」とは、韓国「朝鮮」の以北地域のことを指し示していたのであり、左派諸勢力への牽制を

念頭に置き発せられたものである。一九四六年五月頃の政治状況については、アメリカ軍政当局の資料においても、韓国「朝鮮」以南各地を視察したアメリカ人の見解によれば、「左派諸勢力の指導者は全部逮捕せよ」という命令が韓国「朝鮮」人警察官に下されていたのは明らかであった^[62]』と記されている。

結社・集会の自由を完全に禁止し得るようなその法令については、アメリカ軍政当局世論局の内部報告書には、それは「左派諸勢力に対する全面的な攻撃に乗り出した各地の警察によって白紙委任状として使用されていた」^[63]と述べられている。同法令は事実上、あらゆる形態の大衆示威、公益施設機関管理への「妨害」行為、「アメリカ軍の利益に反する」団体への参加行為等を、明確な規定無しに不法化したのである。同法令は、そのような様々な行為に関する処罰規定を設け不法化している点で、日本帝国主義時代の治安維持法よりも「悪法」であると評価され、韓国「朝鮮」民衆による広範な反対運動に直面し、六月一八日にアメリカ軍政長官の口頭命令によつてその施行が停止された。同法令は法令五五号と共に、「ア・ソ共委」の前後に左派諸勢力の弾圧に利用され、所期の目的をある程度達成したと考えられる。だが、同法令の約一ヶ月と言う短い寿命は、そのような結社・集会の自由の抑圧策のみでは、アメリカ軍政当局にとって問題の解決にならなかつたと言う事実を物語つている。

上記のような二つの法令の目的は、アメリカ軍政当局の支配及び統制下にある韓国「朝鮮」人警察官に、左派人・諸団体を捜索・逮捕させ、彼等左派勢力の政治組織を解体させるために必要な法的根拠を提供する所にあつたと考えられる。「ア・ソ共委」が始まる三月から韓国「朝鮮」以南においての民衆蜂起が発生した九月及び一〇月頃迄の、アメリカ軍政当局の左派勢力に対する弾圧政策は、韓国「朝鮮」における単独政権を担うアメリカ軍政当局に最も友好的な韓国「朝鮮」人指導層を創り出そうとするアメリカの他の政策と並行して実施されて行つた。第二次大戦後、アメリカは、韓国「朝鮮」のみに占領政策を実施した訳ではないが、韓国「朝鮮」が第二次大戦後にお

けるアメリカ・ソヴェト両国間の「冷戦構造」両極の最前線である関係もあって、その対韓国「朝鮮」占領政策は強力な反共性及び抑圧性を帶びている。それはアメリカ軍の治安立法の過程に端的に現れている。⁽⁶⁴⁾

上記のアメリカ占領軍布告及び諸軍政法令は、朝鮮共産党を中心とする左派諸勢力に向けられ、その弾圧には法律的手段と法律外的手段〔例えば、右翼青年テロ団・大韓労総員等による弾圧〕とが併用された。そしてアメリカ占領軍は、一九四六年後半期に入つて反アメリカ軍政体制の言論・出版活動が活発になつて来ると、七月一九日に新聞・雑誌等の定期刊行物の登録許可制を実施している。左派諸勢力を代弁している言論諸機関を抑圧することが、その措置の主要な狙いであることは、明白であつた。実際に「軍政法令第八八号」及び定期刊行物登録許可制が実施された以後、左派諸勢力の新たな定期刊行物には許可が与えられず、右派諸勢力を代弁している定期刊行物には殆どその制約なしに許可が与えられている。従つて、左派勢力は、新たな定期刊行物を発行しようとすれば、定期刊行物登録許可制を実施する以前に許可された他人名義のものを買い取らなければならず、一旦廃刊処分を受けた左派諸勢力の新聞・雑誌等は、再び公刊することが出来なかつたのである。

アメリカ占領軍は、左派諸勢力に対する上記のような抑圧的な諸措置によつて、反アメリカ的・反軍政当局的な言論は勿論のこと、アメリカ軍の不法行為を報道することや、アメリカ軍政当局や軍政体制に対する風刺や批判等に迄、抑圧或いは弾圧を加えて行つた。例えば、一九四六年五月七日付の『仁川新聞』が、仁川市敵財〔＝敵性財産〕課課長の不正事件を報道したのに対し、同記事は虚偽を捏造したものである、と言う理由で同社の記者及び『ソウル新聞』仁川特派員等々約四〇名を逮捕して軍事裁判に回付した。高峻石氏はそれに関して、「当時アメリカ側は、ソヴェト側を始めとする社会主義勢力との『冷戦』を煽り、原子爆弾を含む大量殺人兵器を以つて核全面戦争への緊張激化を図つていた。従つて、アメリカ側の以南に対する占領支配政策は、その『植民地化』を図ると同

時に、反共軍事体制を確立するための警察国家を作り上げることに重点が置かれていた。アメリカ占領軍の以南民衆に対する厳しい弾圧はそのためのものであったと見て良い筈である⁽⁵³⁾、と主張している。

アメリカ軍政当局は、七月七日に『自由新聞』及び『朝鮮人民報』の記者多数を反アメリカ的・反軍政的である、との理由で検挙・拘置し、二九日にも同様の理由で、『共立新聞』の幹部達を検挙・拘置し、同通信を七ヶ月の停刊処分に付した。八月八日には、『朝鮮人民報』がソウル市内の「食糧配給要求」のデモを記事にした廉で、同社幹部達が検挙され、九月五日の軍事裁判で懲役三年に罰金三万円を言い渡された。又八月一九日には、全羅南道の『東光新聞』・『湖南新聞』が反アメリカ軍政当局的との廉で直ちに廃刊処分を受け、九月七日にはアメリカ軍政当局を誹謗したとの理由で、『朝鮮人民報』・『現代日報』・『中央新聞』の三社がアメリカ軍憲兵の襲撃を受けて、各社の幹部及び記者数多くが検挙され、上記の三紙は何れも発行停止処分に付された。そしてアメリカ軍の軍事裁判に回付された『朝鮮人民報』・『中央新聞』の幹部達は、「D・マッカーサー布告第一号」違反で各々懲役一年六ヶ月を言い渡された。九月七日には群山の『南鮮日報』がアメリカ軍政当局批判の理由で停刊処分を受けている⁽⁵⁴⁾。

アメリカ占領当局は、九月七日に首都警察庁長の張澤相に對して左派的人士を全員検挙することを指令し、朝鮮共産党中央幹部全員に對しても全国的な指名手配を行ない、朝鮮共産党中央幹部の、李舟河・李康國・朴憲永等々に逮捕状を発行した。そのような強硬策に關連して、朴一源氏は、「一九四六年七月二六日を契機として、朴憲永の戦闘命令のような『新戦術に対する指示書』が下達された⁽⁵⁵⁾」、と述べている。九月総罷業と一〇月民衆抗争が相次ぐその時期に、既述の南労党が創られている。R・スカラピノ(R.A.Scalapino)氏は、「[李承晩の]単独政府論」が提起されると共に、南労党の活動は次第に遊撃戦のような形に転化されて行った⁽⁵⁶⁾、と指摘している。すなわち一月七日には、国連韓国「朝鮮」委員團に反対して全国的な罷業が展開され、四月三日には済州道を中心に軍事的性格の

蜂起が発生している。又朝鮮共産党は、韓国「朝鮮」の以南における五・一〇選挙の際には「南朝鮮単独選挙反対闘争委員会」を構成して、その選挙阻止のための暴力的な破壊活動を展開している。

九月以来、アメリカ軍政当局は、主として警務部内の韓国「朝鮮」人警察官を督励して左派諸勢力への弾圧を行なつて来た。その左派への弾圧ぶりは、「ア・ソ共委」の進行と共にその激しさを増し、既述のような抑圧的法令によつて強化されて行つた。「ア・ソ共委」が膠着状態に陥ると、アメリカ軍政当局は左派の反対を根こそぎにし、「獅子身中の虫」⁽⁶⁹⁾を一掃しようと決意した。だがアメリカ軍政当局の資料も、同法令の発布理由は、「ア・ソ共委」の開催を前にしてアメリカ軍政当局が共産主義者の動きに対しより正確な情報と資料を必要としたためであつたと記している。二つの法令の目的は、アメリカ軍政当局が韓国「朝鮮」人警察官に左派人士を搜索・逮捕させ、彼等の組織を解体させる上に必要な法的根拠を提供する所にあつたと見られる。「ア・ソ共委」が始まつた三月から民衆蜂起が発生した九月・一〇月頃迄の左派への弾圧は、政権を担い得ると同時にアメリカ軍政当局に忠誠を尽くす韓国「朝鮮」人指導層を創出しようとするアメリカ側の政策と並行して実施されたのである。

(5) 李承晩の「単独政権論」とアメリカの支配政策

既述のような韓国「朝鮮」における労働者・農民運動へのアメリカ軍政当局による弾圧の中で、統一政府樹立に反対し、アメリカ軍政当局が樹立した政治・経済・社会的秩序に安住し、自分達の階級・政治的利益を確保しようとする政治勢力が次第に結集されて行つた。アメリカ軍政当局が「南・北分断」を画策するような政治勢力の活動の場を提供したとすれば、右派諸勢力に対して理念的な根拠を提供し結合させたのは、李承晩等が主導する「反共

主義・分断路線」であったと言える。すなわち、李承晩の反共主義路線の下に、親日派及び民族反逆者・韓国民党勢力等々が結合したのである。李承晩は亡命先からの帰国後に「露國」「ロシア」を祖国と呼び、同族を売る共産党と妥協するどころか、愛国者ならば誰もが命を掛けて共産主義者と戦うべきである」と主張し、反共産主義の立場を強く打ち出している。以下では、李承晩の政治的動きと当時のアメリカの占領政策を追つて見ることにする。

李承晩を支援する政治勢力としては、①アメリカ及びヨーロッパ留学派、②韓国民党勢力、③「臨政」と韓国独立党等から離脱した人々、④右派の青年組織等が挙げられる⁽⁷¹⁾。その中で、英語を駆使できる留学生出身の人は、李承晩自身と共にアメリカ軍政当局との間のコネを作る窓口となっている。又韓国民党勢力は、李承晩に十分な政治資金と必要な組織活動を提供しており、彼等「同党」は特にアメリカ軍政当局内の執行機関を通じて李承晩への支持活動を展開した。韓国民党と李承晩との親密な関係は、制憲国会成立の時期迄続けられ、同連合勢力が後にアメリカ軍政当局の援助下で以南における「以南単独政府」を樹立させた際にその中核を成している。

李承晩勢力と韓国民党とが、アメリカ軍政当局と全く異なる政治的見解・立場を見せている事例としては、国際的信託統治に対する「反対運動」の場合が代表的な例として挙げられる。宋建鎬氏は、韓国民党「金炳魯」と国民党「安在鴻」・人民党「呂運亨」・共産党「李舟河」が「四党コミュニケ」において「臨時政府を樹立し、信託統治の問題は将来に樹立される筈の統一臨時政府をして解決する」と決定した後、李承晩がそれを覆して「反託声明」を出したと言う事実に注目している。宋建鎬氏の、「金九〔『臨政』勢力〕等は、民族自主のために『反託運動』を行なっているが、李承晩〔及び一部右派勢力〕等は左右合作による南北統一を反対するため『反託運動』を行なっている」とし、「単独政府を暗々裡に謀つたと言ふ解説も可能である」とする見解は、全く妥当であると思われる。更に宋建鎬氏は「臨政」側は、一九四七年一月一日に「反託運動」は信託統治に反対するものであつて、決してアメリカ軍

政当局に直接的に反対するものではないことを明らかにしている。

一方、三相会議で決定される通り、三月二一日には第一次「ア・ソ共委」が開催されると、民主議院（次稿で詳述）は、過去信託統治に対する賛成・反対を問わず、「ア・ソ共委」に積極的に協力する、との内容の声明書を発表し、「ア・ソ共委」から疎外されまいとする意志を表明している。李承晩は、民主議院の議長職を辞退し、五月八日に「ア・ソ共委」が決裂されたとの知らせを聞き、六月三日には以南に「単独政府樹立」の構想を明らかにする「井邑発言」を行なつてゐる。又第一次「ア・ソ共委」が一時的に休会に入った後、李承晩は、大韓独立促成国民会議——以下、「独促会」と略記する——の組織活動を促進するために、以南全域へ巡回に出で行つた。李承晩の率いる「独促会」の支部は、若干の諸地域においては人民委員会の後継組織となつてゐる。

「モスクワ協定・三相会議の決定」を履行するための、アメリカとソヴェトとの両国による最初の「ア・ソ共委」は、何等結果を得られることなく、韓国「朝鮮」の「協議対象団体」の選定を巡つて、五月六日には決裂した。その過程で、アメリカ軍政当局が積極的に支援した以南の右派諸勢力が、アメリカ側の提案により合意された「信託統治方案」に反対したこと、ソヴェトとの協議上では極めて不利に作用した。そして、アメリカ國務省の政策は、五月から六月初めに掛けて、「アメリカとソヴェトの協調」から以南内統治優先へと転換した。その政策は後述の六月六日付の國務省の「対韓国「朝鮮」政策」として提示される。だがその文書の重点は、韓国「朝鮮」以南における共産主義者の影響を排除してアメリカ軍政当局への協調体制を構築する所に置かれている。

アメリカは、三相会議の決定事項によつて、以南で育成・登用した友好的政権の基盤を以北にも及ぼし、ソヴェトとの交渉で韓国「朝鮮」全域に対する支配権を達成しようとしたが、所期の目的を達成できずに終わつた。だがそれによつて韓国「朝鮮」全域に対する統一支配政策をも放棄したと言う訳ではない。と言うのも、従来韓国「朝

鮮」で取つていた以下のようない政策を若干変更すれば、すなわち極端に反ソヴェト・反共産主義的亡命政治家「李承晩等」を除外し、中間勢力を結集して民主議院に変えて「南朝鮮過渡立法議院」を創設し、諸改革を行なえば、韓国「朝鮮」人からの支持のみでなく、ソヴェト側の同意も得られ、韓国「朝鮮」全域に対する支配を達成できると、アメリカ側は考えていたからである。それについて、「ア・ソ共委」が決裂した直後の六月六日付で出された国務・陸軍・海軍三省合意の韓国「朝鮮」に関する政策文書には以下のように述べられている。

「アメリカ側の政策に対する韓国「朝鮮」民衆の支持を勝ち取ることと同時に、ソヴェト側との協定のためのより広い基礎を創り出すことが同様に重要である、と言ふことを覚えて置くべきである。あらゆる政治集団から成る韓国「朝鮮」人を〔第二次世界大戦後の〕以南管理に入れること、及び国民選挙を行なうことは、協定のための新たな土台を与える筈である。特に顧問立法機関を選出するためには現行の民主議院の指導機関よりも、あらゆる韓国「朝鮮」人の政治的見解を真に代表するような韓国「朝鮮」以南における韓国「朝鮮」人の指導機関を創り出すことを、アメリカに対し可能にする筈である。その「韓国「朝鮮」人の」指導機関は、ソヴェト側にも受容され得る筈である。従つて、それはソヴェト側との協定の可能性を強める要因であることを証明する筈である。〔²³〕」

そして又、同文書には、「ア・ソ共委」にも言及し、「ソヴェト側との交渉の決裂は、アメリカ側が言論の自由の原則を尊重することに固執したことと、ソヴェト側が、明白に反ソヴェト的な指導者が韓国「朝鮮」臨時政府に参加することを阻止しようと決意したこととの間に起こった衝突の結果である、と解釈すべき十分な理由がある」と述べられている。更に右派政治家については、彼等〔極右派諸勢力を代弁する政治指導者〕が政治の現場に存在することは、「ソヴェト側との協定に達することの困難性を大いに増大させている」、「それらの理由のために、アメリ

カの韓国「朝鮮」における目的は全体的に見れば、彼等の韓国「朝鮮」政治への参加によつて妨害されている」と結論付けてゐる。そこで注目すべきことは、アメリカ側のソヴェト側との交渉による支配政策が、アメリカの戦術的意図を担つてゐたと言う点である。すなわちアメリカは、ソヴェト側との交渉によつて譲歩を引き出し、韓国「朝鮮」を支配下に置くことが出来れば、アメリカの政策＝左派勢力・民族解放闘争と対決し、同地域を支配下に置くと言う政策に戦術的に有利に作用すると、見なしてゐたのである。

そしてアメリカ側は、韓国「朝鮮」の独立政策を、「極東政策を遂行するための戦術的政策」と見なし、韓国「朝鮮」全域にアメリカの支配を達成できれば、極東政策を達成するのに有利に作用する筈であると、「ア・ソ共委」後も分析していた。だが、一般民衆による民族解放闘争は、アメリカの意図に背を向けて行つたのである。又信託統治を巡る左右両勢力の対立が深刻な形態に発展して行く一方、以南の労働者・農民を中心とする革命勢力は、組合組織が非合法化される中で、一月一九日に呂運亨の人民党と朴憲永の共産党を中心、「民戦」発起準備委員会を開催している。次いで二月一五・一六両日には、ソウルの鐘路区に所在するY M C A 大講堂で「民戦」結成大会が行なわれたが、そこでは国民会議と「民戦」との対決は「左翼と右翼の対立抗争ではなく、民主主義か反民主主義か」と言う、最も新たな形態の対立⁽⁴⁾である、と主張され、「民戦」は広範囲に渡る組織を動員した。なお、非常政治會議から脱退した金元鳳・張建相等四人の「臨政」要員も「民戦」に加わつてゐる。

一九四七年二月二五日に、韓国「朝鮮」に関する國務・陸軍両省の特別委員会は、「韓国「朝鮮」における「政治的」現状は、益々悪くなりつつある」、「そのまま続ければ、アメリカの韓国「朝鮮」における立場は、維持できない程に弱くなる筈である」、「韓国「朝鮮」人は、アメリカ軍政当局の韓国「朝鮮」における目的及びアメリカそれ自体に対してもその態度を日毎に一層敵対的とさせつゝある」、「それらの敵意は、既に人命の損失を伴つた暴動と

不穏を引き起^こしている」、結果的には世界の世論に紛糾の種を齎らすかも知れないが、不穏を鎮圧するための戦術兵器の使用の増加を予期すべき十分な理由が存在している」としていた。同文書は、当時の政治状況がアメリカ側にどう認識されていたかを示している。当時九月総罷業・一〇月民衆抗争を中心とする、韓国「朝鮮」民衆の鬪争は、韓国「朝鮮」全域に支配を及ぼすと言うアメリカの企図を破綻させようとしたのである。

かと言つて、アメリカ政府及びアメリカ軍政当局が、当時韓国「朝鮮」の以南のみに対する支配を意味する分断政権を創出することをこの時点で決意した、と見る見解⁽⁷⁶⁾は早計である。それは、韓国「朝鮮」をあくまでも支配すると言う戦術的戦略的理由にも由来している。アメリカは、以南の単独政権の樹立は戦略的に不利であつて、極東政策遂行に否定的な影響を与えると考えていた。それについて、上記の韓国「朝鮮」に関する國務・陸軍両省特別委員会は、「独立した以南は、統一され、真に独立した韓国「朝鮮」を樹立する、と言^うアメリカの同盟国と韓国「朝鮮」人の双方に対する公約を直接に破棄したことを意味する筈である」、「それらの公約は、『民族解放』された民衆に対する誓約として重要である」、「その公約の達成は、アメリカ側の对外政策が、決して放棄されはしない基本原則に基づいていると言うことの証拠として重要である」、と述べている。一九四七年当時アメリカ側の以南単独政権の樹立は戦略的にも困難に直面していたのである。

従つて、アメリカ國務省とアメリカ軍政当局の公式発言は、単独政府論を否定し、三相會議事項の実践を強調していく。だが、二月一四日に本国に帰国したJ・ホッジ中将は、四月五日のソウル帰任直後での談話で、「立法議院による選挙法の制定とアメリカ軍政当局の漸次的韓国「朝鮮」化等を明らかにすると共に、「万^一、ソヴェトの協調が得られなければ、アメリカは「単独」に責任を遂行する予定である」として、微妙な変化を示唆した。だが彼は同時に「アメリカが韓国「朝鮮」以南における単独政府の樹立を謀っているのではない」と否定している。第二

次「ア・ソ共委」が再び決裂を迎えると、ソヴェトが両国軍の同時撤退と韓国「朝鮮」人による政府樹立を提案する一方、アメリカ側は韓国「朝鮮」問題を国連に移管することを提案している。⁽⁷⁸⁾ それはアメリカ軍占領時に彼等の意図したこと、すなわち最少限度以南のみでもソヴェトの影響力下には入らせまいと言う政策とも一致している。上記のように、アメリカは三相会議・「ア・ソ共委」等を進行させ、左右合作委員会を支援しているが、結局それは以南でアメリカに友好的政府を樹立しようとする構想の探索過程に過ぎないものと言える。又その過程を通じて、以南内の左派勢力を弱化させることに成功している。だが、第一次「ア・ソ共委」の場で、ソヴェト側代表のT・スティコフ中将が「ソヴェトは、韓国「朝鮮」が友好的で、将来にソヴェトに対する攻撃の基礎〔基地〕とならない真正な民主主義国家となることに対し、大きな関心を持つていて」と言う意思表明を行なつた時、上記のアメリカの構想は、ソヴェトとの合意がない限り失敗せざるを得ない、と言うことが暗示されている。結局、そのようなな一連の過程の中で、アメリカが選択できるのは、李承晩及び金九等〔右派〕の政治路線のみに絞られ、後には金九等も排除され、単独政府樹立のための政治勢力は、アメリカ軍政当局・李承晩を中心とする右派勢力、そして韓民党勢力の三者連合諸勢力に限定されて行つたのである〔詳細は別稿で叙述の予定〕。

李承晩の以南「單獨政府樹立論」は、「ア・ソ共委」に対する民衆の期待を無視し、世論を形成してアメリカ軍政当局に分断政権の即時樹立を要求すると言う内容となつていて。更に韓国民党は、それ迄の「臨政」支持から転じて李承晩の主唱する「以南單獨政府論」を支持した。なお五月一二日に、李承晩の支援を受けた右翼青年テロ団が、トルックを連ねてソウル市内で反共デモを行ない、貞洞所在のソヴェト領事館に罵声を浴びせた後、『朝鮮人民報』・『中央新聞』・『自由新聞』等々の左派系報道機関の事務所を破壊して行つた。⁽⁸⁰⁾ そのような政治情勢に直面すると、韓国「朝鮮」以南の右派諸勢力を支援していたアメリカ軍政当局も、公式声明を通じて李承晩と彼の支持諸勢力を非

難した。だがそこでは、右派諸勢力の行動が益々過激になつて行く様子が見られる。アメリカ軍政当局も、右派諸勢力に対する「声明」以上の何等の措置を取らず終わつている点から見れば、韓国「朝鮮」以南の右派諸勢力による過激な行動に対するアメリカ軍政当局の意図的黙認の姿勢が伺われる。

五月一五日には、首都警察庁長の張澤相が、共産党の幹部と党员一六人の関係する紙幣偽造団の摘発を発表した。⁽⁸¹⁾ 同事件を好機としてアメリカ軍政当局は、以南全域に渡つて共産党を始めとする左派組織の本部への一斉捜索を開始し、左派人士に対する逮捕が一九四六年夏中続けられた。八月一六日には「全評」の本部が捜索され、会員名簿・報告その他の記録が押収された。九月六日には扇動的な声明文を発表したと言う口実で、『朝鮮人民報』・『中央新聞』・『現代日報』等の左派諸紙は、布告令違反として廃刊を命じられた。⁽⁸²⁾ アメリカ軍政当局は「我々はアメリカ軍政当局から自らを守らなければならない。我等の同胞が殺され、傷付いて行くのを我々は此れ以上座視できない」と述べた共産党の八月二三日の声明文を、特に最後の行を「暴力革命」を煽つていると決め付け、「最も扇動的なものである」と非難している。九月六日に共産党幹部の李舟河を逮捕し、七日には朴憲永に対する逮捕令を下した。九月末には、朝鮮共産党の指導者は概ね逮捕されるか、指名手配を受けているかの何れかであつた。アメリカ軍政当局の左派勢力への公然たる弾圧は、アメリカの占領政策における重要な転機となつてゐる。

最後に指摘すべき点は、「民族解放」以後左派勢力が支配的であった韓国「朝鮮」の以南における労働運動が、大韓劳総の支配下に入るには、アメリカ軍政当局及び警察、右派諸政党及び社会諸団体の積極的な協力があつたことであり、更に企業家及び資本家も大韓劳総を支持し後援して來たことが大きく功を奏したことである。当時大韓劳総は、「全評」を打倒し、労働者を左派勢力の影響圏から奪い返す鬭争に集中する以上のこととは出来ず、資本家に对抗して労働者の権益を伸張すると言ふ問題は将来の課題とし、組織の拡大・強化を期さなければならなかつた。労

効者の具体的な権益の確保のための闘争は、一九四八年に大韓民国政府が樹立され、同政府が労働立法と労働政策を打ち出す迄に持ち越されたのである。

注

- (1) 中尾美知子・中西 洋、「米軍政・全評・大韓労総——朝鮮“解放”から大韓民国への軌跡——〔研究ノート〕」『経済学論集』第四九巻四号（東京大学経済学部経済学会 一九八四年）八三～八四頁参照。
- (2) 『全国労働者新聞』一九四五年一一月一六日付参照。・中尾美知子・中西 洋、同上ノート 八四頁参照。
- (3) 「全評」宣言の全文については、韓国労働組合総連盟編、『韓国労働組合運動史』（ソウル・一九七九年一〇月）三〇〇頁。・高鉉鎮、「美軍政期ノ労働運動」宋 建鎬・朴 玄塲（外）編、『解放四〇年ノ再認識Ⅰ』（ソウル・図書出版ドルベゲ社 一九八五年）一九三頁。・金 泰昇、「美軍政期労働運動ト全評ノ運動路線」金 南植・李 完範（外）編、『解放前後史ノ認識3——政治・社会運動ノ革命的展開ト思想的路線——』（ソウル・図書出版ハンギル社 一九八七年）三一八頁参照。
- (4) 中尾美知子・中西 洋、前掲ノート 八五頁参照。
- (5) 同上ノート 八五頁。
- (6) それはアメリカ軍政当局労務課が、「労働者委員会」が「人民的（社会主義的）権力」の萌芽となることを恐れつつ、漸次にその「労働組合」への転化を図ろうと考えていたことと酷く対照的である。中尾美知子・中西 洋、同上ノート 八七～八八頁参考。
- (7) 金 南植、「南労党研究」（ソウル・図書出版ドルベゲ社 一九八四年）六五頁。
- (8) 中尾美知子・中西 洋、前掲ノート 八四～八五頁参照。
- (9) 金 泰昇、前掲論文 二二〇～二三一頁参照。

- (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10)
中尾美知子・中西洋、前掲ノート 八八頁参照。
M.Gayn, op.cit., pp.58-59.
- 九頁参照。
- 韓國労組、前掲書 二八〇頁。・高鉉鎮、前掲論文 一九八〇一九九頁。
韓國労組、前掲書 二八〇頁。・高鉉鎮、同上論文 一九九頁。
- 金潤煥著・中尾美知子訳〔以下、日訳と略記する〕、『韓國労働運動史』(柘植書房 一九七八年) 一七三〇一七四頁参照。
- 金潤煥著・日訳、同上書 一七四頁参照。
- その幾つかの要求内容についての詳細は、同上書 一七五頁参照。
- 同上書 一七四〇一七五頁参照。
- 金三洙、『韓國資本主義國家の成立過程 1945-53年——政治体制・労働運動・労働政策』(東京大学出版会 一九九三年) 一〇四頁。
- 中尾美知子・中西洋、前掲ノート 九一頁。
- 中尾美知子、「朝鮮『解放』と全評労働運動——解放と分断の社会史①」 學習院大学東洋文化研究所、『調査研究報告』N.O.14 (一九八二年三月) 一二九頁。
- 『全國労働者新聞』一九四六年一九日付を参照。
- 同上新聞を参照。中尾美知子、前掲論文 一三〇頁参照。
- 金南植・沈之淵編、『朴憲永路線批判』(ソウル・図書出版世界社 一九八六年) 一八九〇一九七頁参照。
- 金南植・沈之淵編、同上書 一八七頁。

- (26) 金 晏河、「韓國政黨政治論」(ソウル：図書出版教文社 一九七八年)五四頁。
- (27) 朴 一源、「南労党ノ組織ト戰術」(ソウル：図書出版世界〔復刊〕一九八四年)一一一～二二二頁。
- (28) 「獨立新報」一九四六年八月一二一日付を参照。
- (29) History of the Department of Labor (1948.8.4, 73p., from advisor to the Director of the Dep. of Labor, L.A.Shaw), pp.9-10. 金 二洙、前掲書 六八頁参照。
- (30) 朝鮮銀行調査部、「朝鮮經濟年報」(ソウル：一九四八年)三一一九頁。
- (31) 金 南植、「南労党研究」(ソウル：図書出版ドルベゲ社 一九八四年)一一六～一三七頁参照。「九月總罷業」に次ぐ一〇月蜂起＝一〇月民衆抗争について、Cf. USAMGIK, Summation, No.13, October, 1946, pp.16-18.
- (32) 大韓労総、前掲書 三一九頁。; 高 鉉鎮、前掲論文 一二四頁。
- (33) 中尾美知子、前掲論文 一三六～一三七頁参照。
- (34) 『全國労働者新聞』一九四六年一月 一二一付を参照。
- (35) The Seoul Times, September 24, 1946. B.Curnings, *The Origins of the Korean War*, Vol. I, p.354. 韓国民衆史研究会編、『韓国民衆史 II——近現代編——』(ソウル：図書出版アルピコ社 一九八六年)一五二～一五四頁参照。
- (36) 朝鮮經濟社編、「朝鮮經濟統計要覽」(ソウル：一九四九年)一七四頁。
- (37) 同上書 一七四頁。
- (38) 高 峻石、「南朝鮮政治史」(柘植書房 一九八〇年)一一九頁参照。
- (39) 高 峻石、同上書 一一九頁。
- (40) 同上書 一二〇～一二一頁参照。
- (41) 朝鮮經濟社編、前掲書 一七四頁。

- (42) 高峻石、「南朝鮮政治史」一一一～一一一頁。
- (43) 同上書 一一一～一一三頁参照。
- (44) 同上書 一一三頁参照。
- (45) 同上書 一二三頁。
- (46) 大韓民国労働部、「労働関係法令集」一～五頁。
- (47) その内容についての詳細は、労働部、同上書〔付録〕三五～四〇頁。
- (48) 印貞植(外)編、「朝鮮農村問題辞典」(ソウル：図書出版新学社 一九四八年)一一〇八頁。更に「全農」の運動路線についての詳細は、朴惠淑、「美軍政期農民運動ト全農ノ運動路線」金光殖・李完範(外)編、前掲書三五三～四二一頁参照。
- (49) それについての詳細は、宋南憲、「解放三年史一」三〇三～六頁参照。
- (50) 韓国民衆史研究会編、前掲書一二五四頁。「民戦」は、「帝国主義の植民地化、軍事基地化」された韓国[朝鮮]以南のみの單独選挙・単独政府樹立を粉碎するために、「階層・党派・思想の如何にも拘らず、正義の救国闘争に総決起」することを促求する「[一]・七救国闘争」の声明文を發表している。
- (51) 韓国民衆史研究会編、前掲書一二五三頁。
- (52) See, SCAP Summary, No.5, February 27, 1946, p.281.
- (53) SCAP Summary, No.5, Ibid., p.281.
- (54) 金二洙、前掲書五一頁参照。
- (55) USAMGIK, Selected Legal Opinions of the Department of Justice 1948, pp.98-100. 金二洙、前掲書五一頁参照。
- (56) 金二洙、同上書五一頁参照。
- R.E.Lauterbach, *Danger from the East*, Part II [Hodge's Korea](New York & London: Haper & Brothers Publishers, 1946, 1947), p.98.

- (58) Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.73.
- (59) SCAP Summation, October, 1945, p.178; G.M.McCune, "Occupation Politics in Korea", *Far Eastern Survey*, February 2, 1946, pp.33-37.
- (60) E.G.Meade, *op.cit.*, pp.103-104; Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.96.
- (61) B.Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, p.246.
- (62) HUSAFIGK, Vol.II, Ch.2, p.67.
- (63) "G-2 Periodic Report", No.3, 4a(1)122(I); B.Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, p.249.
- (64) 一九四五年九月のアヘリカ軍の占領時から一九四六年五月末迄の主な治安諸立法について、高 峻石、『南朝鮮政治史』一〇二二～一〇四頁参照。
- (65) 高 峻石、同上書 一〇五頁参照。
- (66) 同上書 一〇五～一〇六頁参照。
- (67) 朴 一源、前掲書 一一〇～一一一頁^o；金 光植、前掲論文 一五〇頁参照^o。
- (68) R.A.Scalapino & Chong-Sik Lee, *Communism in Korea I* (Berkeley: University of California Press, 1972), pp.306-308.
- (69) B.Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, p.248.
- (70) HUSAFIGK, Vol.II, Ch.1, p.32.; B.Cummings, *Ibid.*, p.247.
- (71) 金 光植、「美軍政ト分断国家ノ形成」崔 章集(外)編、「韓国現代史——1945～1950——」(ソウル：図書出版ムル社 一九八五年) 一一五頁参照。
- (72) 宋 建鎬、「反託運動ノ実像ト虚像」『延世春秋』一九八四年九月一四日付。；金 光植、同上論文 一一一～一一一六頁参照。
- (73) FRUS, (1946), Vol.VIII, pp.698-699; B.Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, Ch.7, pp.215-217, 223-224, 253-255.
- (74) 「民主主義民族戦線結成大会議事録」金 南植編、『南北党研究資料集』第一輯(ソウル：高麗大学亞世亞問題研究所 一九七

四年)二二七)二二八頁。

- (E) FRUS, (1947), Vol.VI, p.461.

(F) J & G.Kolko, *The Limits of Power: The World and United States Foreign Policy, 1945-1954*, (New York: Vintage Books, 1972), p.293.

(G) FRUS, (1947), Vol.VI, p.626.

(H) J.Halliday, "The United Nations and Korea," F.Baldwin (ed.), *op.cit.*, pp.109-142; L.Goodrich, *op.cit.*, p.248.

(I) Korean Affairs Institute, *Voice of Korea*, April 6, 1946; D.G.Tewksbury (comp), *Source Materials of Korean Politics and Ideology* (New York: Institute of Pacific Affairs, 1950), p.78.

(J) HUSAFIG, Vol.II, Ch.2, p.65.

(K) USAMGIK, *Summation*, No8, May, 1946, p.27; No.14, November, 1946, p.24; B.Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, p.252.

(L) USAFIG, Accession No Record Group -332. 本稿で記述される USAFIG の多數が収納番号・Record Group -332 である。国防省(Department of Defense) の歴史課 (Office of Military History) に分類された文書群の一端を構成している。

(M) HUSAFIG, Vol.II, Ch.2, pp.119, 349-351.

5 結論——アメリカ軍政への評価——

一九四五年八月一五日の瞬間を、韓国「朝鮮」民衆は「民族解放」＝「独立統一国家の樹立」と言う等式として考え、「規定の事実」として迎えている。だが歴史の現実は、北緯三八度線を境とするアメリカ・ソヴェト両国によ

る「分断占領」であることが直ちに明白となり、九月の「人共」宣言と一〇月のアメリカ軍政当局によるその否認は、韓国「朝鮮」民衆の「希望と現実」との間の明確な一つの分歧点となつてゐる。アメリカ占領軍が、韓国「朝鮮」の地に足を踏み入れたのは、韓国「朝鮮」民族の「解放」のためではなく、韓国「朝鮮」の「占領」である、とする事実は、「民族解放」当時の韓国「朝鮮」民衆の内に正確に受け止められなかつた。更に「人共」も、韓国「朝鮮」民衆に絶対的な支持で迎えられず、左右両勢力の対立によつて、間もなく「人共」が実質的に解体に向かつたのである。それと殆ど同様の行動様式は、左派諸勢力の指導下にあつた「全評」の場合にも見て取れる。すなわち、労働運動の展開が、革命勢力から成る労働組合運動に対するアメリカ軍政当局及び右派勢力による弾圧・破壊過程を齎らし、又反ソヴェト的且つ「反共」的な労働団体＝大韓労総の結成をも齎らしたのである。

第二次大戦後の韓国「朝鮮」には、「民主主義」を一理念として掲げると言う点では、韓国「朝鮮」国内の政治諸勢力の間にほぼ完全な一致が得られていた。「原理」が表立つて争われることなく、各々の政治諸勢力の思惑を秘めた「民主化」の諸方策が対抗し抗争し合つて、社会体制の選択が始まつて行つた。それは、①アメリカ軍政当局による「アメリカ的自由主義」の押し付け——日本人私有財産保護、個人的「労働権」の保護——労働組合の抑圧——と、②韓国「朝鮮」労働大衆による工場の接收及び管理の対抗として表現されている。更にアメリカ軍政当局は、右派勢力の韓国民党と結合する一方で、右派諸勢力に欠如している大衆的な支持基盤を獲得させるために、アメリカ軍政当局は右派諸勢力を支援し、それを左派諸勢力を弾圧するための道具として積極的に活用して行つた。従つて、第二次大戦後韓国「朝鮮」における「南北分断」は主として外側「アメリカ・ソヴェト」の体制間抗争に規定されたものとの論戦が概ね定説となつてゐるが、その内側からの契機も軽視されはならないのである。

最後に、左派諸勢力がアメリカ軍政当局の弾圧で厳しい状況下に追い込まれた韓国「朝鮮」以南には、右派諸勢

力中心の政治構造——以北には、左派諸勢力中心の政治構造——が強引に形成されて行つた。特に国際的な信託統治の実施と言う政策決定は、韓国〔朝鮮〕国内における左右両派の理念的対立を激化させる要因として作用し、結局の所「ア・ソ共委」の失敗を招いている。そしてそれは、以南の左派諸勢力の一掃と言う、言わば「国内的冷戦構造・冷戦体制」の形成、冷戦構造の韓国〔朝鮮〕化過程でもあった。以南では、左右両派の対立状況の中で分断固定化を当面の目標とし、以南のみの単独政府樹立を志向する李承晩とアメリカ軍政当局側の分断勢力が形成され始め、右派勢力は、アメリカ・ソビエト間の「冷戦の本格化」と言う国際情勢を巧みに利用して行つた。結局国際的信託統治案は、韓国〔朝鮮〕の敵対的な二つの政権——一国家・二体制——の誕生に寄与している。

注

- (1) 中尾美知子、前掲論文 一四〇参照。
 - (2) 同上論文 一四〇～一四一頁参照。
- (3) 当時の以北の政治発展についての詳細は、See, R.A.Scalapino (ed.), *North Korea Today* (New York: Frederick A.Praeger, Inc., 1963), pp.3-16. なおソヴェトの以北政策については、和田春樹、「ソ連の朝鮮政策」東大社会科学研究所編、『社会科学研究』第1111卷第四号・第六号（一九八一年）参照。

*韓国〔朝鮮〕の以北における「政治状況」についての詳述は、資料入手上の問題もあって別の機会に譲ることにする。

〈訂正〉

一六九号 一二〇頁八行目 (誤) アメリカ軍占領 ⇄ (正) アメリカ占領軍

